

当院は厚生労働大臣が定める基準による看護を行なっている保健医療機関であり、下記の施設基準を届けております。

<施設基準>

医療法で定める医療機関及び医師等の基準の他に、健康保険法等の規定に基づき厚生労働大臣が定めた保険診療の一部について、医療機関の機能や設備、診療体制等の基準を定めることにより、病院において安全面やサービス面等を評価するための基準。

1. 入院基本料

- ・精神病棟入院基本料 (55 床) 看護(15:1)看護補助(50:1)
- ・療養病棟入院基本料 (48 床) 看護(20:1)看護補助(20:1)

2. 入院基本料等加算

- ・看護配置加算(精神病棟)
- ・療養環境加算(精神病棟)
- ・救急医療管理加算
- ・精神科身体合併症管理加算
- ・感染防止対策加算2
- ・退院支援加算2
- ・精神保健福祉士配置加算
- ・看護補助加算(精神病棟)
- ・療養病棟療養環境加算1(療養病棟)
- ・精神科応急入院施設管理加算
- ・医療安全対策加算
- ・患者サポート体制充実加算
- ・後発医薬品使用体制加算3

3. 特定入院料

- ・精神科救急入院料 I (40 床・43 床) 看護(10:1)
- ・精神療養病棟入院料 (57 床) 看護(30:1)看護補助(30:1)
- ・認知症治療病棟入院料 I (45 床) 看護(20:1)看護補助(25:1)

4. 特定入院料等加算

- ・重症者加算1
- ・退院調整加算

5. 医学管理料

- ・薬剤管理指導料
- ・夜間休日救急搬送医学管理料
- ・ニコチン依存症管理料

6. 画像診断

- ・CT撮影(16 列以上 64 列未満マルチスライス)

7. リハビリテーション

- ・運動器リハビリテーション料 I
- ・別添 1 の「第 42」の 3 の注 5 に規定する施設基準(運 I 介)
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料 II
- ・別添 1 の「第 40」の 3 の注 5 に規定する施設基準(脳 II 介)
- ・集団コミュニケーション療法料
- ・摂食機能療法
- ・認知症患者リハビリテーション

7. 精神科専門療法

- ・精神科作業療法
- ・精神科デイ・ケア(大規模なもの)
- ・精神科ショート・ケア(大規模なもの)
- ・精神科デイ・ナイト・ケア
- ・医療保護入院等診療料

8. 手術

- ・胃瘻造設術
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算

9. 入院時食事療養・入院時生活療養

- ・入院時食事療養(I) 入院時生活療養(I)

10. 歯科・他

- ・クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・酸素の購入単価

当院のA館2階の病棟は、介護保険上の基準に適合した「指定介護療養型医療施設」です。
A館2階の病棟における基準は以下の通りです。

1. 入院施設

- ・介護療養型医療施設（32床）看護(6:1) 介護(4:1)
- ・介護支援専門員 1名
- ・栄養マネジメント
- ・居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

2. リハビリテーション

- ・通所リハビリテーション
- ・介護予防通所リハビリテーション

特定医療法人共和会 共和病院